

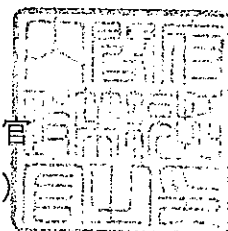
大

写

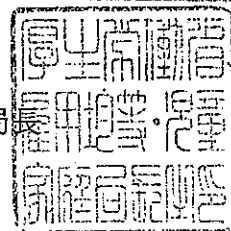
平成19年8月3日  
府政共生第952号  
雇児発第0803002号  
平成19・08・03情局第1号

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

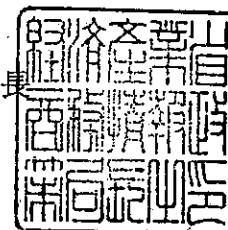
内閣府政策統括官  
(共生社会政策担当)



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



経済産業省商務情報政策局長



事業所内託児施設に係る法人税の優遇措置（割増償却）の施行について

事業所内託児施設に係る法人税の優遇措置（割増償却）については、「新しい少子化対策について」（平成18年6月20日 少子化社会対策会議決定）において、子育て支援に先駆的に取り組む企業に対する支援税制を検討することとされたことを受けて、今般、所要の税制改正が行われたので通知する。

所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号）が平成19年3月30日に公布され、これに伴い、同法による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第46条の3の規定に基づき、一定の要件を満たす事業所内託児施設関連資産（以下「事業所内託児施設等」という。）に係る割増償却制度が平成19年4月1日以後に取得等するものについて適用されることとなったところである。

本制度においては、別添の「事業所内託児施設等の要件を満たす旨の確認書交付要領」により、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）から確認書の交付を受けた事業所内託児施設等について、法人税の割増償却が認められることとなる。

については、下記事項に留意し、適切な取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知の発出に当たっては、事前に財務省及び国税庁と協議済みであることを申し添える。

## 記

### 第1 租税特別措置法（法人税関係の特例措置）の内容

#### 1 割増償却の対象となる託児施設について

割増償却の対象となる託児施設は、

① 青色申告書を提出する法人であって、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第3項の規定に基づき同条第1項に規定する一般事業主行動計画（同法第2条に規定する次世代育成支援対策として当該法人の雇用する労働者が利用することができる児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（以下「託児施設」という。）の設置及び運営に関する事項が定められているものに限る。）を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出ているもの（ただし、次世代育成支援対策推進法第12条第1項に規定する一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものにあつては、当該一般事業主行動計画の内容を公表しているものに限る（注1）。）が、

② 平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に当該一般事業主行動計画に従って当該託児施設を取得し、又は建設したものであつて、かつ、当該託児施設が適用事業年度（注2）終了の日において事業所内託児施設（その法人の事業所の敷地内その他これに類する場所に設置されていることその他の租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第20条の19第1項に掲げる基準（注3）を満たしている託児施設をいう。）となっているもので、

③ 当該託児施設について、同項第3号及び第4号に関し、児童福祉法第59条第1項の規定に基づく都道府県知事等の立入調査（以下「立入調査」という。）を受ける等により、租税特別措置法施行規則第20条の19第1項第1号から第6号までに掲げる基準のすべてを満たし、当該満たしていることにつき当該都道府県知事等から確認書の交付を受けているものに限られること。

（注1）租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第29条の3に規定する、当該一般事業主行動計画の内容を公表していることについては、都道府県知事等の確認を要するものではないこと。

（注2）事業所内託児施設等をその用に供した日から同日を含む事業年度開始の日以後5年を

経過した日の前日までの期間内の日を含む各事業年度をいう。以下同じ。

(注3) 次の①から⑥までに掲げる基準を指す。

- ① 法人の事業所（社宅を含む。）の敷地（その近接地を含む。）内又は当該法人の雇用する労働者の通常の通勤経路に設置される託児施設で、継続的にその用に供されることが見込まれるものであること。
- ② 託児施設の規模が次に掲げる基準を満たしていること。
  - イ 乳幼児（乳児（児童福祉法第4条第1項第1号に掲げる乳児をいう。以下同じ。）及び幼児（同条第1項第2号に掲げる幼児をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）1人当たりの施設の面積が7平方メートル以上であること。
  - ロ 乳幼児の収容定員が10人以上（租税特別措置法第46条の3第1項に規定する中小事業主が設置する託児施設にあつては、6人以上）であること。
- ③ 託児施設の構造及び設備が次に掲げる基準を満たしていること。
  - イ 保育室、調理室及び便所が設置されていること。
  - ロ 保育室について、次の基準を満たしていること。
    - (イ) 満2歳未満の乳幼児1人当たりの保育室の面積が1.65平方メートル以上であること。
    - (ロ) 満2歳以上の幼児1人当たりの保育室の面積が1.98平方メートル以上であること。
    - (ハ) 乳児の保育を行う場所が、幼児の保育を行う場所と区画されていること。
    - (ニ) 適当な採光及び換気の設備を有すること。
    - (ホ) 保育室を2階以上の階に設置する建物は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の要件に適合していること。
  - ハ 便所について、次の基準を満たしていること。
    - (イ) 手洗い設備が設けられるとともに、保育室及び調理室と区画されていること。
    - (ロ) その数が、おおむね幼児20人につき1以上であること。
  - ニ 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
- ④ 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とすること。
- ⑤ 医療を受けることができる体制が確保されていること。
- ⑥ 託児施設の利用者の総数のうちに租税特別措置法第46条の3第1項の法人の雇用する労働者の数の占める割合が2分の1以上であること。

2 割増償却の対象となる事業所内託児施設等に係る償却資産について  
上記1③で都道府県知事等から確認書の交付を受けた場合には、

- ① 当該適用事業年度終了の日において当該法人が有する当該託児施設（当該託児施設の設置のための工事によって取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。）
- ② 当該託児施設と同時に取得し、又は製作した遊戯具その他の器具及び備品で租税特別措置法施行規則第20条の19第3項で定めるもの（注4）  
について、割増償却の対象となること。

（注4）遊戯具、家具及び防犯設備（託児施設を利用する乳幼児が犯罪により被害を受けることを防止し、安全を確保するために設置される器具及び備品をいう。）

## 第2 確認書の交付があった場合の優遇措置の取扱いについて

確認書の交付は、事業者から毎適用事業年度終了後に申請を受け、その都度交付するものとする。

事業者は、割増償却の適用を受ける事業年度の申告書に、都道府県知事等から交付された確認書及び当該確認に係る申請書の写しのほか、都道府県労働局の受理印が押印された一般事業主行動計画の届出書の写しを添付すること。また、次世代育成支援対策推進法第12条第1項に規定する一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、一般事業主行動計画の内容の公表の有無について確認する手段（URLなど）を記載した書面も添付すること。

## 第3 確認書交付事務等の適切な実施及び事業者に対する周知について

今般の法人税の優遇措置には、確認書の交付が密接に関連することから、確認書の交付等に関し各都道府県等における適切な取扱いをお願いすること。

事業者に対しては、確認書を交付する際その他の機会をとらえ、本通知に記載する取扱い等についての的確に周知することが必要であること。

(別添)

## 事業所内託児施設等の要件を満たす旨の確認書交付要領

### 第1 総則

#### 1 この要領の目的及び趣旨

この要領は、租税特別措置法第46条の3第1項に規定する事業所内託児施設に係る一定の基準を満たしていると認められる託児施設に対し都道府県知事等が行う確認書の交付について必要な事項を定めるものであること。

#### 2 この要領の対象となる施設

この要領の対象となる施設は、租税特別措置法第46条の3第1項に規定する事業所内託児施設であって、本税制の優遇措置を受けるため、都道府県知事等に一定の基準を満たす旨の確認書の交付が申請されたものであること。

### 第2 確認書の交付

#### 1 確認の方法

租税特別措置法施行規則第20条の19第1項第3号及び第4号に掲げる事項については、立入調査により確認を行うこと。

また、同項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項については、「租税特別措置法第46条の3第1項に規定する事業所内託児施設である旨の確認書交付申請書」(別添様式2)に必要な事項が記載されており、かつその内容を証明する書類が添付されていることを確認すること。

#### 2 確認書の交付

確認書の交付は、本税制の適用を受けようとする事業者から、別添様式2により申請があった場合で、都道府県知事等が、当該申請に係る託児施設が租税特別措置法施行規則第20条の19第1項に規定する基準を満たすことについて上記1により確認した場合に、申請のあった事業者に対し別添様式1により交付するものであること。その際、確認書を交付した日について記録を残しておくこと。

(別添様式1)

(番号)

(日付)

租税特別措置法第46条の3第1項に規定する事業所内託児施設である旨の確認書

(施設設置者) 殿

都道府県知事 (氏名) 印

貴殿の設置(管理)する(施設の名称)については、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第46条の3第1項に規定する事業所内託児施設に係る一定の基準を満たしていることについて確認をしたので、その旨申し添える。

施設の名称 ○○○○  
施設の所在地 ○○県○○市××・・・・  
事業開始年月日 ○年○月○日  
設置者 ○○○○  
管理者(施設長) ○○○○

事業年度終了日 ○年○月○日  
都道府県による立入調査実施日 ○年○月○日  
確認書交付年月日 ○年○月○日

(別添様式2)

(番号)

(日付)

租税特別措置法第46条の3第1項に規定する事業所内託児施設である旨の確認書  
交付申請書

都道府県知事 (氏名) 殿

(施設設置者) 印

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第46条の3第1項及び租税特別措置  
法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第20条の19第2項の規定に基づき、  
下記の施設が租税特別措置法第46条の3第1項に規定する事業所内託児施設に該当  
するものである旨の確認書の交付を申請します。

記

① 施設 の 名 称	〇〇〇〇
② 施設 の 所 在 地	〇〇県〇〇市××・・・・(注1)
③ 建 築 年 月 日	〇年〇月〇日
④ 事 業 開 始 年 月 日	〇年〇月〇日
⑤ 設 置 者	〇〇〇〇
⑥ 設 置 者 の 住 所	〇〇県〇〇市××・・・・
⑦ 管 理 者 ( 施 設 長 )	〇〇〇〇
⑧ 乳 幼 児 1 人 当 た り の 施 設 の 面 積	〇〇平方メートル(注2)
⑨ 乳 幼 児 の 収 容 定 員	ア 次世代育成支援対策推進法第12条第3項に規定す る中小事業主 イ それ以外 ※上記ア・イいずれか該当する方に○をつけること。 収容定員： 〇〇名(注3)
⑩ 調 理 室 の 有 無	調理室(有・無) (注2)

⑪ 保育室について	(1)満2歳未満の乳幼児1人当たりの保育室の面積 ○○平方メートル (2)満2歳以上の幼児1人当たりの保育室の面積 ○○平方メートル (3)乳児と幼児の保育を行う場所が区画 ( されている ・ されていない ) (4)適当な採光及び換気の設備 ( 有 ・ 無 ) (5)保育室を2階以上の階に設置する建物である場合について児童福祉施設最低基準の要件に ( 適合している ・ 適合していない ) (注2)
⑫ 便所について	(1)手洗い設備 ( 有 ・ 無 ) 保育室及び調理室と区画 ( されている ・ されていない ) (2)個数: ○個 (注2)
⑬ 消火用具、非常口 その他非常災害に 必要な設備	消火用具 ( 有 ・ 無 ) 非常口 ( 有 ・ 無 ) その他の設備 ( ) (注2)
⑭ 保育士の数	○人
⑮ 医療を受けること ができる体制	添付書類のとおり (注4)
⑯ 託児施設の利用者 数	総数: ○○名 (うち雇用する労働者の数: ○○名) (注5)

(注) 申請書提出に当たっての注意事項

○申請書に記載する内容については、各事業年度終了日現在において記載し、次の項目については内容の確認ができる書類を添付して下さい。

(1) ②施設の所在地については、租税特別措置法施行規則第20条の19第1項第1号の規定に適合するものであることが確認できるもの。

※当該施設の所在図・設置図について、当該施設を設置する法人の事業所との位置関係や労働者の通常の通勤の経路が分かるよう表示して下さい。

(2) ⑧及び⑩から⑬までの内容が確認できるもの(例えば、建物の規模・面積及び構造が分



かる図面等)

- (3) ⑨乳幼児の収容定員については、約款その他（パンフレット等）の書類により明示されているもの。
- (4) ⑮医療を受けることができる体制については、緊急事態対応が可能な医療機関等の連絡先等が明示された一覧表。
- (5) ⑯託児施設の利用者数については、租税特別措置法施行規則第20条の19第1項第6号の規定に適合するものであることが確認できるもの。

※利用している乳幼児氏名・年齢及びその保護者氏名（従業員、一般を明記）の一覧を添付して下さい。